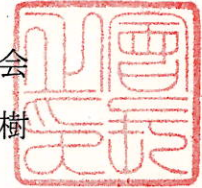


令和3年9月15日

綾瀬市長 古 塩 政 由 殿

綾瀬市個人情報保護審査会  
会 長 永 山 茂 樹



高齢者の保健事業における情報提供に関する国保データベース（KDB）システム（オンライン結合）による保有個人情報の提供について（答申）

令和3年7月30日付けで諮問のあった高齢者の保健事業における情報提供に関する国保データベース（KDB）システム（オンライン結合）による保有個人情報の提供について、綾瀬市個人情報保護条例第13条第2項の規定に基づき、次のとおり答申する。

## 1 審査会の結論

高齢者の保健事業における情報提供に関する国保データベース（KDB）システム（オンライン結合）による保有個人情報の提供については、適当なものと認める。

## 2 諮問する根拠

綾瀬市個人情報保護条例第13条第1項において、オンライン結合により実施機関が保有個人情報を提供することを原則として禁止しつつ、法令に特別な定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときに限り、オンライン結合による保有個人情報の提供を例外的に許容している。

また、綾瀬市個人情報保護条例第13条第2項において、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとする場合には、綾瀬市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならないこととされている。

本件諮問事案は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しよう

とする事務の法令の規定及び公益性並びに個人の権利利益の侵害のおそれの有無に照らし、その実施が適正であるかについて審査会に諮問されたものである。

### 3 実施機関の主張（オンライン結合による保有個人情報の提供の公益性等）

高齢者の医療の確保に関する法律第125条の3の規定に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合より、後期高齢者医療制度の被保険者に係る市の保有する国民健康保険加入時の医療及び介護に関する情報等の提供を求められており、情報等の提供については、国保連合会が構成する国保データベース（KDB）システムを通じて行う方法が、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第112条の4の規定されているところである。

このシステムを通じ、オンライン結合による保有個人情報の提供を行うことにより、神奈川県後期高齢者医療広域連合が、高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施することが可能となる。

国保データベース（KDB）システムは、LGWAN（自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク）を使用するため、外部ネットワークからは完全に遮断されており、物理的セキュリティ対策が施されている。また、国保データベース（KDB）システムを操作するためのID及びパスワードは、高齢者の保健事業事務を取り扱う特定の職員のみで管理を行うとともに、接続する端末と職員を最小限に制限すること、神奈川県後期高齢者医療広域連合が端末を設置する事務室は入退室管理システムを備えた管理区域であることから、個人情報保護に対する人的セキュリティ対策も万全に施されており、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

以上より、高齢者の保健事業における情報提供に関する国保データベース（KDB）システム（オンライン結合）による保有個人情報の提供を新たに開始するため、綾瀬市個人情報保護条例第13条第2項の規定に基づき、審査会の意見を求めるものである。

### 4 審査会の判断

高齢者の保健事業における情報提供に関する国保データベース（KDB）システム（オンライン結合）による保有個人情報の提供は、法令の根拠があること、また、神奈川県後期高齢者医療広域連合が、高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施す

ることが可能となることから、公益上の必要性があると認められる。

また、オンライン結合に関する物理的・人的セキュリティ対策も適切に施されていることから、個人の権利利益の侵害のおそれがないと認められる。

以上のことから、審査会として1の結論に至ったものである。

